

議案第82号 三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

令和6年度の組織改正を行うにあたり、所要の規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

【内 容】

市民本位のまちづくりをさらに推進するため、市民にわかりやすく、多様化する課題等へのきめ細やかな対応を目的とした組織体制の確立を図ります。

◆部の再編・名称変更【第3条関係】

7部→10部に細分化することで、多様化する課題等へのきめ細やかな対応を行うとともに、部を再編し、親和性が高い課の集約を行うことで、政策課題の解決に向けた連携の強化を図ります。

あわせて、名称については、市民に馴染みがあり所管する事務の分野が具体的にイメージしやすい名称に変更します。

(改正案の内容) ※【 】: 第3条各部の項中の号数

危機管理部
・(旧)経営管理部から危機管理部門を分離し、専任の部を設置【1号】
総合政策部
・(旧)経営管理部から「広聴機能」を分離し、広報と一体的に推進【3号】 ・財源確保や様々な地域課題の解決に向けて、公民連携の充実・強化【5号】
総務部
・(旧)経営管理部を2部に分割し、総務、人事など主に内部管理事務を主管する「総務部」を設置 ・(旧)総合政策部からデジタル技術を活用したまちづくりの推進(DX推進)にかかる業務を移管【4号】
財務部
・(旧)経営管理部を2部に分割し、財務・税務事務を主管する「財務部」を設置
市民生活部
・(旧)地域共創部を2部に分割し、(旧)まちの再生部から生活環境の保全等にかかる業務を編入するなど、市民生活に身近な業務を集約した「市民生活部」を設置【7・8号】
産業振興部
・(旧)地域共創部を2部に分割し、観光、商工業、農業に加え、(旧)まちの再生部から農業・農村と密接な関連がある里山にかかる事務を編入した「産業振興部」を設置【1～5号】
健康福祉部
・(旧)共生社会部から名称変更
都市整備部
・(旧)まちの再生部から名称変更

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

なし

【その他】**◆関係法令**

地方自治法第158条第1項

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。